

**個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた学習支援システム利用業務
受託候補者特定基準**

評価項目	評価の観点	配点
1 基本方針	(1) 基本方針が仕様書に整合（学習支援システムの仕様、教職員研修への対応）しており、具体的で有効なものであるか。	10
2 機能及び教材	(1) 【個別・協働・一斉の各学習場面で使用するツール】 各学習場面（個別学習、協働学習、一斉学習）や授業者による学習評価の場面において、学習効果を高めるためにどのような点で優れているか。	15
	(2) 【デジタルドリル】 本市が採択する教科書の内容と対応（収録されている教材などを含む）するものであり、個々の学習状況・習熟度に応じた活用、学習効果及び学習意欲の向上について、どのような点で優れているか。	15
	(3) 【操作性等】 学習支援システムの操作性がどのような面（操作メニュー、ボタン配置や表示上の工夫、操作性、視認性などシステム開発の意図や目的などとともにその効果など）で具体的に優れているか。	10
3 システムの運用	(1) システムの運用面（児童生徒アカウント、利用開始時の作業、利用環境、人事異動時の対応など）について、どのような点で優れているか。	10
4 研修体制	(1) 教員を対象とした、利用方法や効果的な活用方法等の研修体制について、どのような点で優れているか。	10
5 実施体制	(1) 【機密保持】 教育委員会と連携が適切に行われ、機密の保持や個人情報情報の取扱いの遵守に必要な措置を適切に講じているか。	10
	(2) 【サポート体制】 学校訪問によるサポートやサポートデスク等の支援体制（業務体制、サポートデスク営業時間、障害発生時計画など）は、迅速・柔軟・適切に行えるか。	10
6 導入実績	(1) 他の自治体（政令市等）での実績等から、学習支援システムを確実に提供できると判断できるか。	10
合 計		100